

3

個人の県民税

◆ 均等割及び所得割

納める人

毎年1月1日現在で、

- ① 県内に住所のある個人……………均等割と所得割
- ② 県内に事務所や事業所又は家屋敷を持ち、その事務所などのある市町村内に住所がない個人……………均等割

納める額

- ① 均等割……………2,000円
- ② 所得割……………課税所得金額×4%（具体的な計算方法は次ページ参照）
※均等割には「森林環境税（巻末参照）」及び均等割の税率の特例措置（下欄外参照）をそれぞれ500円含みます。

非課税

- ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人……………均等割、所得割が非課税
 - ② 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下だった人……………均等割、所得割（退職所得分を除く）が非課税
 - ③ 前年の合計所得金額が次の計算式以下の人……………均等割が非課税
市町村の条例で定める額×（同一生計配偶者＋扶養親族の数＋1）
＋10万円＋加算額（市町村の条例で定める額）（※）
 - ④ 前年の総所得金額等が次の計算式以下の人……………所得割が非課税
35万円×（同一生計配偶者＋扶養親族の数＋1）＋10万円＋加算額32万円（※）
- ※③・④の加算額は、同一生計配偶者又は扶養親族がある場合のみ適用。
詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。



申告と納税

- ① 申告期限は3月15日です。ただし、所得税の確定申告書を提出した人、前年の所得が給与所得のみの人及び公的年金等に係る所得のみ的人是る必要はありません。
- ② 個人の県民税（均等割及び所得割）は、個人の市町村民税とあわせて次の時期に納めていただきます。
 - 1. 給与所得者
6月から翌年の5月までの12回に分けて、毎月の給料から差し引かれ、給与支払者が納めます。
 - 2. 給与所得者以外の所得者
市町村から送付される納税通知書により、6月、8月、10月、翌年の1月の4回に分けて納めます。（市町村により時期が異なる場合があります。）

♣ 個人の市町村民税（均等割及び所得割額）【参考】

個人の県民税と個人の市町村民税は、市町村が両方をあわせて賦課徴収します。

納める人

個人の県民税を納める人と同じ

納める額

① 均等割……………3,500円 ② 所得割……………課税所得金額×6%
※均等割には、均等割の税率の特例措置（下欄外参照）を500円含みます。

非課税

個人の県民税と同じ要件に該当する人は非課税

申告と納税

個人の県民税と同じ

◆ 均等割の税率の特例措置

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が施行されたことに伴い、平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率を年額500円引上げられています。

※山梨県内の市町村では、個人の市町村民税についても県民税と同様に年額500円引き上げられています。

この税金は、県の仕事に必要な費用を広く県民のみなさんに負担していただくもので、個人の市町村民税とあわせて個人の住民税とよばれ、市町村で賦課徴収したあとで県に払い込まれます。

◆ 所得割額の計算方法

所得割とは

- ① 所得割とは
 国税でいえば所得税に相当する、所得に対して課される個人の住民税のことです。
 ただし、所得税とは違い、前年の所得金額をもとに計算されます（所得税は、その年の所得により計算されます）。したがって、令和5年度の所得割額は、令和4年1月から12月までの所得金額をもとに計算されることになります。以下、計算に必要な用語を説明します。
- ② 所得金額とは
 「収入」から「必要経費」を差し引いた金額を指します。
- ③ 総所得金額、総所得金額等とは
 所得には、所得税法に定める10種類（利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得、雑所得（年金はこれにあたります）、一時所得、退職所得、山林所得）があり、利子所得から一時所得までの所得金額の合計を「総所得金額」といい、これに退職所得と山林所得を加えた所得金額の合計を「総所得金額等」といいます（退職所得と山林所得は、通常、他の所得と区分して課税される（分離課税といいます）ため、このような呼び方をしています）。また、これらの所得の種類により、必要経費の算定方法が異なります。
- ④ 所得控除とは
 一定の要件を満たす場合（例：扶養親族である子供がいる＝扶養控除）に、総所得金額等から一定の額を差し引き控除するものです。具体的な所得控除の種類、控除額は、次ページの表のとおりです。
- ⑤ 課税所得金額とは
 総所得金額等から、各種所得控除額を控除した額をいいます。

所得割額の計算方法

以上のことをまとめると、所得割額は以下の計算式により算出されます。

$$【\text{所得割額}】 = \text{課税所得金額} \times 4\% + \text{分離課税の額} - \text{税額控除額}$$

$$\text{総所得金額等（前年の収入 - 必要経費）} - \text{所得控除額}$$

■ 給与所得金額の算出方法

給与所得を例にとると、給与収入から差し引くべき必要経費の算定方法は以下のとおりとなります。

この表により算出した額が、給与所得金額となります（他の所得（例えば年金など）では、必要経費の算定方法が異なります）。

給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	
から	まで		から	まで		
550,999円まで		0円	1,628,000円	1,799,999円	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。 (算出金額：A)	
551,000円	1,618,999円	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	1,800,000円	3,599,999円		「A × 2.4 + 100,000円」で求めた金額
1,619,000円	1,619,999円		1,069,000円	3,600,000円		6,599,999円
1,620,000円	1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円	8,499,999円	「A × 3.2 - 440,000円」で求めた金額	
1,622,000円	1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円以上		「収入金額 × 90% - 1,100,000円」で求めた金額	
1,624,000円	1,627,999円	1,074,000円				

■ 各種所得控除 総所得金額等から、次の所得控除額、及び人的控除額を差し引いたものが、課税所得金額になります。

区 分	控除額
雑 損 控 除	次のいずれか多い方の金額 ① (差引損失額) - (総所得金額等×10%) ② (差引損失額のうち災害関連支出の金額) - 5万円 ※ 差引損失額=損害金額+災害関連支出の金額-保険等により補てんされる金額
医 療 費 控 除	(医療費-保険等により補てんされた金額) - (10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額) ※限度額200万円
社 会 保 険 料 控 除	支払った社会保険料の額
小規模企業共済等掛金控除	支払った小規模企業共済等掛金の額
生 命 保 険 料 控 除 ※	支払った保険料が一般生命保険料の場合 …支払保険料に応じて【最高2万8千円】(所得税:最高4万円) 支払った保険料が介護医療保険料の場合 …支払保険料に応じて【最高2万8千円】(所得税:最高4万円) 支払った保険料が個人年金保険料の場合 …支払保険料に応じて【最高2万8千円】(所得税:最高4万円) 支払った保険料に上記の2以上の該当がある場合…上記の合算額【最高7万円】(所得税:最高12万円)
地 震 保 険 料 控 除	支払った保険料が地震保険料の場合 …支払保険料に応じて【最高2万5千円】(所得税:最高5万円) 支払った保険料が旧長期損害保険料の場合 …支払保険料に応じて【最高1万円】(所得税:最高1万5千円) 地震保険料、旧長期損害保険料両方がある場合 …上記の合算額【最高2万5千円】(所得税:最高5万円)

※平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約等(新契約)から適用されます。平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約等(旧契約)については、従来の控除額(最高3.5万円)が適用になります。

●従来の控除額

- 支払った保険料が一般生命保険料の場合 支払保険料に応じて【最高3万5千円】(所得税:最高5万円)
- 支払った保険料が個人年金保険料の場合 支払保険料に応じて【最高3万5千円】(所得税:最高5万円)
- 支払った保険料に上記の両方の該当がある場合 上記の合算額【最高7万円】(所得税:最高10万円)

※新契約と旧契約の両方について控除を受ける場合は、当該限度額は2.8万円になります。

■ 各種所得控除(人的控除) 一覧

区 分	対 象 者	控除額		本人の所得要件		
		所得税	個人住民税			
基礎的な人的控除	基礎控除	本人	最高48万円 (本人の年間所得による)	最高43万円 (本人の年間所得による)	合計所得金額 2,500万円以下	
	配偶者控除	控除対象配偶者	生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が48万円以下である者	38万円 (本人の年間所得による)	33万円 (本人の年間所得による)	合計所得金額 1,000万円以下
		老人控除対象配偶者	年齢が70歳以上の控除対象配偶者	48万円 (本人の年間所得による)	38万円 (本人の年間所得による)	
	配偶者特別控除	・配偶者控除とあわせて受けることはできません。 生計を一にする配偶者	最高38万円 (本人・配偶者の年間所得による)	最高33万円 (本人・配偶者の年間所得による)	合計所得金額 1,000万円以下	
	扶養控除	一般の控除対象扶養親族	生計を一にする16歳以上の親族等で、かつ、年間所得が48万円以下である者	38万円	33万円	
特定扶養親族		年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族	63万円	45万円		
老人扶養親族		年齢が70歳以上の扶養親族	48万円	38万円		
(同居老親等加算)		老人扶養親族が本人と同居している場合	+10万円	+7万円		
特別な人的控除	障害者控除	本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	27万円	26万円		
	(特別障害者控除)	上記の者が特別障害者である場合	40万円	30万円		
	(同居特別障害者控除)	上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	75万円	53万円		
寡婦控除	①夫と死別した後、再婚していない者で、かつ事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない者 ②夫と離婚した後、再婚していない者で、次のすべてに該当する者(ひとり親に該当する者は除く) 1. 扶養親族を有すること 2. 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	27万円	26万円	合計所得金額 500万円以下		
ひとり親控除	現に婚姻をしていない者で次のすべてに該当する者 ①合計所得金額が48万円以下の生計を一にする子を有すること ②事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	35万円	30万円	合計所得金額 500万円以下		
勤労学生控除	本人が学校教育法に規定する学校の学生、各種学校や専修学校の生徒等	27万円	26万円	合計所得金額が75万円以下かつ 給与所得等以外が10万円以下		

■ 税額控除

調整控除、配当控除、寄付金税額控除、配当税額・株式等譲渡所得割額の控除、住宅借入金等特別税額控除などがあります。

住民税の計算方法

例

甲府市に住むAさんは、妻と子供（妻…無職、長男（20歳）…大学生、長女（18歳）…高校生、次男（15歳）…中学生）の5人家族です。令和5年度の住民税はいくらになりますか？

Aさん（令和4年1～12月の給与収入700万円、社会保険料80万円、生命保険料（平成24年4月10日契約）5万5千円）

給与所得者の住民税額（個人の県民税+市町村民税）は以下の順で計算します。

1. 給与収入金額から給与所得控除①を控除して所得金額を求める。
2. 各種所得控除額の合計額②を算出する。
3. 所得金額から各種所得控除額の合計額②を控除して課税所得金額③を求める。
4. 課税所得金額③に県民税・市町村民税の税率を乗じて税額を算出する。

給与収入金額 7,000,000円

所得金額5,200,000円（7,000,000円-①）

①給与所得控除額
1,800,000円

②所得控除額合計
2,367,750円

③課税所得金額
2,832,000円
(千円未満切捨て)

$$7,000,000円 \times 10\% + 1,100,000円 = 1,800,000円$$

$$5,200,000円 - ② = 2,832,250円$$

住民税は
この金額から
算出されます

社会保険料控除額	800,000円
生命保険料控除額	55,000円 × 1/4 + 14,000円 = 27,750円
配偶者控除額	330,000円
扶養控除額	450,000円(長男) + 330,000円(長女) + 0円(次男) = 780,000円
基礎控除額	430,000円
計2,367,750円	

所得割額

県民税 ・ ・ 2,832,000円 × 4% - 1,000円 = 112,200円
(調整控除) (百円未満切り捨て)
 市民税 ・ ・ 2,832,000円 × 6% - 1,500円 = 168,400円
(調整控除) (百円未満切り捨て)

Aさんの収入金額
7,000,000円

所得金額
5,200,000円

均等割額

県民税 ・ ・ ・ ・ 2,000円
 市民税 ・ ・ ・ ・ 3,500円

課税所得金額
2,832,000円

Aさんの住民税額
286,100円